

〈 組合員の皆様へ 〉

# JA自転車倶楽部

賠償責任補償特約付帯交通事故傷害保険

自転車事故による相手方への賠償や  
ご自身のケガへの充実した補償



# JA自転車倶楽部のおすすめ

## JA自転車倶楽部の特長 ～自転車の運転にかかるリスク（賠償責任&ケガ）に備えて～

★お手ごろな保険料で日常生活における賠償責任と交通事故等によるケガを補償!

★賠償責任保険金には、共栄火災による示談交渉サービスがあります!

- ◆国内の事故に限り、共栄火災が損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- ◆示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者（賠償責任の補償を受けられる方）および被害者の方の同意が必要となります。
- ◆賠償責任額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合は示談交渉サービスをご利用いただけません。

★ご加入後、手続不要で毎年自動継続しますので「加入もれ」の心配はご無用です。

★専用の事故受付コールセンターが、24時間・365日事故のご連絡を受付けします。

★ご加入者特典の無料電話相談サービス **まごころ健康ダイヤル** がご利用可能です。

- ◆専用の無料ダイヤル<sup>※1</sup>にお電話のうえ「JA〇〇（JA名）で自転車倶楽部に加入している者です。」とお申し出ください。

サービス名	サービス内容等	受付時間
健康・介護相談	健康・介護に関し、専門スタッフが電話相談をお受けいたします。 (毎日の健康づくりや病気の症状などについての相談、全国の医療機関の情報提供など)	24時間・365日
年金相談	公的な年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。	毎週火・水・木曜日 <sup>※2</sup> 10:00～17:00 <sup>※3</sup>
税務相談	税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。	毎週水曜日 <sup>※2</sup> 10:00～17:00 <sup>※3</sup>
法律相談	法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。	毎週水曜日 <sup>※2</sup> 10:00～17:00 <sup>※3</sup>

※1 サービス利用の無料ダイヤル番号は、ご加入後にお届けする加入者証にてご案内します。

※2 祝日および年末年始を除きます。

※3 当日10時より先着順で予約受付をしています。ご予約でいっぱいになり、お断りすることもありますので早めのお電話をお願いします。

## 自転車事故の高額賠償事例 ～未成年でも高額な損害賠償金が発生することがあります～

◆次の事例は、実際に保険金をお支払いした事例ではなく、保険金をお支払いできる可能性のある事例です。

判決認容額 <sup>※</sup>	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)
9,330万円	男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。(高松高等裁判所、令和2(2020)年7月22日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成19(2007)年4月11日判決)

※ 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

出典：一般社団法人日本損害保険協会ホームページ「自転車事故と保険」

こんなときに保険金をお支払いします。

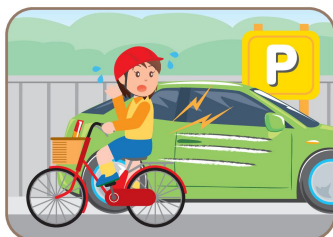
## 賠償責任事故例

## 賠償責任保険金 (示談交渉サービス付)

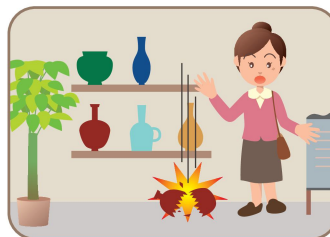
交通事故だけでなく日常の賠償責任も補償



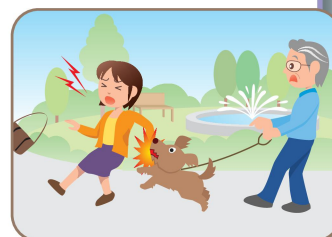
自転車で通行人にケガを  
させてしまった。



駐車中の車に自転車で  
キズを付けてしまった。



ショッピング中にお店の商品  
を壊してしまった。



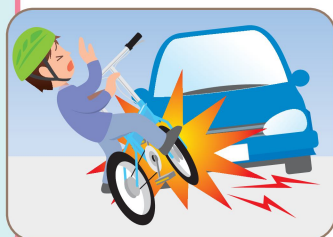
飼い犬が他人にかみついで  
ケガをさせてしまった。

プラス

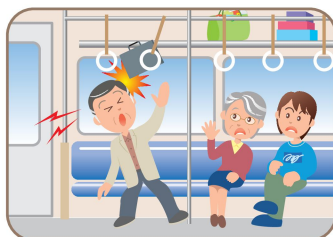
## 交通事故例

## 死亡、後遺障害、入院、手術保険金

乗物によるケガ

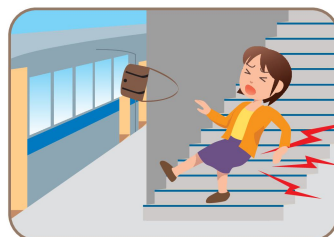


乗物にはねられたときのケガ



乗物に乗っているときのケガ

駅の改札口を入ってから  
出るまでの間のケガ



駅のホームの階段で転んでケガをした。

乗物の火災によるケガ



バスの火災でケガをした。

## 補償内容・保険金額

(保険期間: 1年、保険料の払込方法: 一時払)

補償内容	被保険者※1 (保険の補償を受けられる方)	保 険 金 額	
賠償責任の 補償	被保険者ご本人 配偶者 その他のご親族	賠償責任保険金額 (自己負担額0円) (示談交渉サービス付)	2億円
		死亡・後遺障害保険金額	612万円
		入院保険金日額	7,000円
交通事故等 による ケガの補償※2	被保険者ご本人	手術保険金額	入院保険金日額の 10倍または5倍
		年間保険料	

※1 被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲について、右ページの[補償の概要]の※1をあわせてご覧ください。

※2 通院の補償はありませんのでご注意ください。

# 《補償の概要》

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 保険金 ※国内のみ 示談交渉 サービス付	被保険者(※1)が次の偶然な事故により、国内外において他人にケガをさせたこともしくは他人の物を壊したと、または国内において電車等(※2)の運行不能を引き起こしたことに、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ○被保険者(※1)の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者(※1)の日常生活に起因する偶然な事故	損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 (注1)損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。 (注3)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 $\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$	●被保険者(※1)の故意による損害賠償責任 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※3) ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象なりません。) ●被保険者(※1)と同居する親族に対する損害賠償責任 ●他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
ケガ(傷害)	死亡 保険金	被保険者(※1)が交通事故等(※4)によりケガ(※5)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。
	後遺障害 保険金	被保険者(※1)が交通事故等(※4)によりケガ(※5)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院 保険金	被保険者(※1)が交通事故等(※4)によりケガ(※5)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。
	手術 保険金	被保険者(※1)が交通事故等(※4)によりケガ(※5)をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術(※6)を受けられた場合	次の金額をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 ①入院中(注)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 (注)交通事故等により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。

(※1)~(※6)については次のとおりです。

(※1)被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。

なお、下記の続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲	ご本人*1	配偶者	その他のご親族*2
賠償責任保険金*3	○	○	○
ケガ(傷害)	○	—	—

\*1 加入者証記載の被保険者の方をいいます。

\*2 ご本人またはその配偶者の「同居のご親族」および「別居の未婚のお子さま」をいいます。「ご親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*3 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限りです。

(注)「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

〔同居となる場合の例〕●同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)に住んでいる場合 ●病院に一時的に入院されている場合 など

〔同居とならない場合の例〕●単身赴任、海外赴任している場合 ●介護施設に永続的に入所されている場合 など

(※2) 自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます(ジェットコースターなど遊園地等で使用されるものは除きます。)

(※3) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガまたは損害賠償責任は補償の対象となります。

(※4) 交通事故等とは次のものをいいます。

- 運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの事故、または運行中の乗物の火災、爆発などの事故 ●運行中の乗物に乗っている間の「急激かつ偶然な外来の事故」 ●乗客として駅などの改札口に入ってから出るまでの乗降場構内における「急激かつ偶然な外来の事故」
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路運行中の衝突、接触による事故、および工作用自動車の火災、爆発などの事故 ●乗物の火災による事故

(※5) ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(※6) 対象となる手術は次の①・②とします。

- ①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
- ②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

## ケガの補償に関して特にご注意いただきたい事項

- 病気等による身体の障害は、補償の対象となりません。
- 病気等が先行して発症した事故によるケガ・死亡は補償の対象となりません。
- 事故発生前から存在していた病気・ケガ等により、事故によるケガ(身体障害)が重くなった場合には、その影響を控除して保険金のお支払い額を算定します。

## ※「急激かつ偶然な外来の事故」とは?

下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性…突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性…事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性…身体の外部からの作用によるもの

上記3項目に該当しない例

- 日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くずずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、外傷によらないヘルニア、〇〇症・△△炎(疾病名称)、自殺、原因不明の死、など

この保険においては「乗物」としてお取扱いしないものがあります(スケートボード、原動機を用いないキックボード、ストライダー等)。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

## ご加入いただくお客さまへ 重要事項説明書 (JA自転車倶楽部) 交通事故傷害保険

●この書面では、【JA自転車倶楽部】交通事故傷害保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

**契約概要** → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約をご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

### 1. ご加入前におけるご確認事項

#### (1) 団体契約の仕組み

JA自転車倶楽部は、全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)を保険契約者とし、JAの組合員の方を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする団体契約です。

被保険者の負担される保険料につきましては、事務取扱者であるJAがご負担額をとりまとめ、一括してお支払いいただくこととなります。ご加入後のご契約は、脱退のお申し出がない限り毎年自動継続となります。ご契約の自動継続については後記(6)②および後記3.(2)②・③をあわせてご確認ください。

#### (2) 商品の仕組み

この保険は、被保険者が交通事故でケガをされたとき、または交通乗用具の火災によってケガをされたときに保険金をお支払いします。また、次の偶然な事故により、国内外において他人にケガをさせたこともしくは他人の物を壊したとき、または、国内において電車等の運行不能を引き起こしたことに伴って、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

○被保険者の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

○被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

#### (3) 被保険者の範囲

被保険者の範囲はP3<補償の概要>をご参照ください。

#### (4) 基本となる補償内容

##### ① 保険金をお支払いする場合

パンフレット内面に記載のP3<補償の概要>「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。

##### ② 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレット内面に記載のP3<補償の概要>「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

※主なものを記載しています。詳細は「交通事故傷害保険普通保険約款・特約」をご確認ください。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

#### (5) 補償重複に関するご注意

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約(傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。<sup>(注)</sup>

(注) 1 保険のみに特約等をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約(補償)>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任補償	普通傷害保険 賠償責任補償特約

#### (6) 引受条件

JA自転車倶楽部のご加入は、お一人様一口のみが限度となります。なお、一口を超えて加入された場合、加入限度口数までご契約を解約いただけますが、そのご契約の補償開始日から解約日までの期間に相当する保険料は返還しません。

#### (7) 保険金額の設定等

保険金額の設定にあたっては、次の a. ~ c. にご注意ください。

a. お客さまが実際に契約する保険金額については、P2「補償内容と保険金額」をご参照ください。

b. 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。

c. ご加入は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえてご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

#### (8) 保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間(保険のご契約期間)は、原則として補償開始日から1年間です。ただし、保険期間の途中でご加入の場合は、加入者証記載の期間となります。なお、補償開始日はJAにおけるとりまとめ日(締切日)後の所定の月の1日となりますので、ご不明な点は取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。また、保険責任は、新規契約は補償開始日の午前0時から、継続契約は補償開始日の午後4時からそれぞれ開始し、補償終了日の午後4時にそれぞれ終了します。

#### (9) 保険料の決定の仕組み

JA自転車倶楽部の年間保険料は、4,410円です。

#### (10) 保険料の払込方法等

保険料の払込方法は一時払で、各JAにて開設している貯金口座から引落しいたします。領収証の発行はいたしませんので、通帳をご記載いただきご確認ください。

#### (11) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 2. ご加入時におけるご確認事項

#### (1) 告知義務(加入依頼書の記載上の注意事項)

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

##### ■告知事項

○被保険者の職業・職種

○同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(注) 「他の保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険などの、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

#### (2) クーリングオフ

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができる制度がありますが、JA自転車倶楽部はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

#### (3) 死亡保険金受取人

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。JA自転車倶楽部では特定の方を指定することはできません。

### 3. ご加入後におけるご確認事項

#### (1) 脱退時の返れい金

JA自転車倶楽部から脱退される場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合があります。返れい金の額については取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

#### (2) その他

① ご加入後に加入者証をご加入者へお届けしますので大切に保管してください。

② JA自転車倶楽部は自動継続となっておりますので、補償終了日の3か月前までに脱退のお申し出がない限り、ご契約は自動的に継続され、保険料が引落しされます。

③ 自動継続停止のお申し出につきましては、補償終了日の4か月前頃に送付される「自動継続のご案内」等、JA自転車倶楽部に関するご案内に記載の共栄火災コールセンター(JA団体傷害保険コールセンター)へお電話いただくことでお手続きできます。※通話料は無料です。

### 4. その他ご留意いただきたいこと

#### (1) 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

#### (2) 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報は、所属団体が事務手続き等のために、また、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります)。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

##### ●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録

または交換を実施することがあります。

- 再保険について  
共栄火災は、この保険契約に関する個人情報、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。  
詳しくは、共栄火災ホームページ  
(<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>) をご覧ください。

### (3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

### (4) ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入

できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

### (5) 事故が起こった場合

- ①事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。
- ②損害賠償金の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。あらかじめご相談いただけない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ③賠償事故の解決のために共栄火災がお手伝いする内容(賠償責任保険金)
  - 日本国内における賠償事故(日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。)の場合、示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手伝いをします。
  - 日本国内における賠償事故(日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。)の場合、被保険者と被害者の同意があるときは、被保険者のために示談交渉を行います。ただし、被保険者が正当な理由なく共栄火災への協力を拒まれた場合には、示談交渉を行いません。
- ④事故が発生した場合は、保険金の請求書、ケガ・損害の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、事故とケガ・損害との関係、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。
- ⑤保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

## 重要事項説明書

## ご加入内容の確認事項

～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。  
お手数ですが、重要事項説明書やこのパンフレットを参照しながら、次の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先の「取扱代理店」までお問い合わせください。

### 【ご確認いただきたい事項】

1. この保険はお客さまのご意向を推定(把握)のうえご案内しています。ご加入内容が次の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
  - 補償の種類(保険種類・補償する事故の範囲)
  - 補償の内容(保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)
  - 保険金額(ご契約金額)  保険期間(保険のご契約期間)  保険料・払込方法  被保険者の範囲
2. 加入依頼書に記載された加入者(被保険者)の「氏名」「性別」「生年月日」「満年齢」「職業職種」等に誤りがないかご確認ください。
3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

## お申込みいただいた後は…

- この保険は脱退のお申し出がない限り、毎年、自動的に継続されますので、万一の場合に備えてご家族の方にも保険のご加入内容についてお知らせください。

### 《代理請求制度について》

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

### ●保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。

### ●もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

共栄火災「JA団体傷害保険」事故受付コールセンター

**0120-665-994** 通話料無料

受付時間：24時間・365日

### ●指定紛争解決機関

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

**0570-022-808** ナビダイヤル・通話料有料

受付時間：平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

普通保険約款・特約は、共栄火災の専用ホームページ(<https://ja-hokenyakkan.kyoeikasai.co.jp/>) や右記QRコードからご覧いただくか、取扱代理店または共栄火災営業店にご請求ください。

保険約款QRコード



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ご相談・お問い合わせは…  
(取扱代理店)

**アルプス農業協同組合**  
金融共済部 共済課  
TEL 076-472-5488

(引受保険会社)

**JAグループ**  
**共栄火災海上保険株式会社**  
本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6  
ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>